

第 5434 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 3月24日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

↳ 課税所得となる学資に充てるための金品

Q：課税所得となる学資に充てるための金品について、明確化が図られたそうですが、どのようになったのですか？

A：平成28年度の税制改正で次のように明確化されました。

【解説】

所得税では、所得税が課されない所得として18の所得が例示されています。

学資に充てるため給付される金品及び扶養義務者相互間において扶養義務を履行するため給付される金品もその一つですが、この学資に充てるため給付される金品については、給与その他対価の性質を有するものは除くと記されているだけで、給与と一括で給付されたような場合はどう判断していいのかわからないこともあり、平成28年度の税制改正では、その範囲について、次の者に給付するものは非課税所得とならない旨が明確化されました。

- ①法人である使用者からその法人の役員に対して給付されるもの
- ②法人である使用者からその法人の使用人（役員を含む）の配偶者その他のその使用人の特殊関係者に対して給付されるもの
- ③個人事業主からその個人事業主の営む事業に従事する親族（生計を一にする者を除く）に対して給付されるもの
- ④個人事業者からその個人事業者の使用人の配偶者その他その使用人の特殊関係者に対して給付されるもの

この改正は、平成28年4月1日以後に給付される金品から適用されます。

